

新型コロナウイルスの影響による収入減で 受診を我慢していませんか？

医療費の支払いが減額・免除になる
「無料低額診療制度」があります

中信勤労者医療協会では、経済的な理由で適切な治療が受けられない方々に、安心して医療を受けていただくための「無料低額診療事業」を行っています。コロナ禍で突然収入が減少し受診を我慢されている方はご相談ください。

【対象者】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて収入の減少や失業等により医療費の支払いが困難な方

【実施期間】

2021年1月～当面の間

【対象範囲】

保険適用診療費の自己負担額全額

※当院での診療費が対象ですので、院外処方による調剤薬局での支払いは対象外となります。

【必要書類】

- ・限度額適用認定証
- ・収入減少が確認できるもの(離職票・給与明細など)
- ・失業・事業の廃止・休業・縮小などが証明できるもの

【有効期間】

申請日より3か月間

※3か月後、経済的な困窮状態が改善せず引き続き支援が必要な方は、通常の「無料低額診療事業」の検討を致します。

【受付窓口】

下記医療機関へご連絡ください。

松本協立病院 0263-35-5300

塩尻協立病院 0263-53-5353

問い合わせ時間 平日 9:00～17:00

お気軽にご相談ください。

